

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和6年7月4日（木） 午後0時50分～午後5時30分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、地域課長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「7月3日の四国新聞に、香川県警察安全・安心アプリ「ヨイチポリス」の記事が掲載されていた。このツールには様々な機能が搭載されており、県民一人ひとりに防犯意識を向上していただくための、非常に有効な手段だと思う。今後、県民のためになるような情報を掲載するなど、有効活用していただきたい」旨の発言があった。

第5 議題事項

警察官の特別派遣について

県警察から、福島県公安委員会からの援助の要求に係る警察官の特別派遣について説明があり、審議の上了承した。

第6 報告事項

1 「公益社団法人かがわ被害者支援センター」の事業結果等について

県警察から、犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人かがわ被害者支援センター」の令和5年度事業結果及び令和6年度事業計画等について報告があった。

委員から、「先日、サンポート高松で開催された被害者支援講演会を聴講した。二次的被害や心のケアの話など、非常に有益な講演会だと感じた。私自身、自分で出来る範囲で被害者支援に携わっていきたいと考え

ている」、「地元の一般企業から寄付をいただけることは、大変有り難いと思う。今後も、このような企業が増えてくれればと思う。また、被害者支援センター職員の給与の改正についてだが、少しずつでも被害者の支援に携わる方の処遇が改善されることは良いことである」、「被害者支援センターの事業内容について説明を受けたが、非常に活発に様々な取組を行っており、また、被害者に寄り添ったしっかりとした対応をしていることが分かった」旨の発言があった。

2 令和6年警察協力章等の受章（賞）者の決定について

県警察から、警察庁長官又は中国四国管区警察局長が行う表彰の受章（賞）者が決定した旨の報告があった。

委員から、「長きにわたり警察活動に協力していただき感謝申し上げます」旨の発言があった。

3 指定暴力団「六代目山口組」傘下組織組員に対する中止命令の発出について

県警察から、借金の返済名目で金品を不当要求した六代目山口組傘下組織組員に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、中止命令を発出した旨の報告があった。

委員から、「暴対法をはじめ、様々な法律を駆使し、早く被害者を保護していただきたい」、「年々、中止命令の発出件数が減少しているのは、これまでの県警察の暴力団対策の成果の現れだと思う」旨の発言があった。

4 「サンポート高松トライアスロン2024」の開催に伴う各種安全対策の実施について

県警察から、7月7日、「サンポート高松トライアスロン2024～瀬戸内国際体育祭～」の開催に伴い、サンポート高松周辺の高松市道、中央通り等において交通規制（車両通行禁止）を実施するとともに、主催者側と連携した各種安全対策を講じる旨の報告があった。

委員から、「大会参加者、沿道で応援する方、警備に従事する方については、熱中症には十分に気を付けていただき、無事に大会が開催されることを期待している」旨の発言があった。

5 白バイによる「セーフティ・ナイト部隊」の夜間運用について

県警察から、交通機動隊では、7月19日から夜間の白バイによる「セーフティ・ナイト部隊」を運用し、交通事故及び各種犯罪の抑止を図る旨の報告があった。

委員から、「夜間でも、県民に白バイの姿を見せて、交通事故や犯罪の抑止を図るということは、良い企画だと思う。従事の際は、交通事故に十分注意していただきたい」旨の発言があり、県警察から、「白バイの機動力や周囲に警戒感を与える力というのは、交通事故防止や各種犯罪の抑止に効果が期待できると考えている。これからの時期、気温が上昇して日も長くなり、ドライバーの注意力や警戒心が散漫になりがちとなることから、このタイミングで主要幹線道路や繁華街近くで白バイが活動する姿を見せることで、成果に繋がるのではないかと考えている。また、薄暮時や夜間の活動ということで、受傷事故防止には十分に気を付けて活動を行う」旨の説明があった。

第7 決裁

- 1 苦情処理結果報告について
- 2 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について
(令和6年5月30日開催分)
- 3 警察職員等の援助要求の受理及び承諾について
(石川県公安委員会5月分)

第8 その他

- 1 警察署協議会への陪席について

委員から、令和6年6月27日開催の令和6年度第1回高松南警察署協議会に陪席した所感として、「協議会では、委員からざくばらんに様々な意見が出されるなど、活発に協議がなされていた。議論の中で、香川県の交通マナーの悪さの話になったが、小学生の頃から交通マナーや人間としてのマナーを養っていくことで、それが将来的に交通マナーの改善に繋がるのではないかとと思われる。会のなかでも交通マナーの改善に特効薬はなく、地道な活動が必要ではないかという話となったことから、今後も教育委員会等関係機関との連携は、必要不可欠だと思った」旨の発言があった。

- 2 県民への情報発信及び広報啓発活動の強化について

県警察から、「各種犯罪の検挙活動や犯罪抑止活動を一層進めていくためには、警察力に加えて、社会全体で防犯力、犯罪への耐性を高めていくことが重要だと考えている。そうした考えから、現在、関係団体、関係企業など部外の組織との連携・協力を進めており、その一環として、関係企業等のご協力のもと広報啓発動画の作成や、犯罪被害抑止に向けた共同宣言等を行っている。引き続き、報道機関の理解・協力もいただ

きながら、県民への情報発信、広報啓発活動を強化することによって、一つのコミュニティとして香川県全体の防犯力や安全性を高めていきたいと考えている」旨の報告があった。

3 善通寺運転免許更新センターの即日交付開始予定日等について

県警察から、善通寺運転免許更新センターにおける運転免許更新手続については、予約制を導入し、令和7年2月3日から即日交付等を開始する旨の報告があった。

4 行政処分に対する審査請求の取下げについて

県警察から、香川県公安委員会が行った運転免許の取消処分に対する審査請求を行っていた請求人から、審査請求の取下げ書が提出された旨の報告があった。

5 自動音声ガイダンスの導入について

県警察から、今後、県警察本部及び各警察署の代表電話に付加装置として音声ガイダンスを導入し、県民の利便性向上とともに、業務の合理化・効率化を図る旨の報告があった。

6 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正について

県警察から、令和6年6月に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律について、その概要の説明があった。

7 「SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止広報啓発動画について

県警察から、「SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止広報啓発動画を作成し、今後活用していく旨の報告があった。

8 国道11号番町交差点のウォークブル化の検討状況について

県警察から、県が推進している国道11号番町交差点のウォークブル化(地上化)について、県主催による勉強会に関係機関とともに参画し、交通安全上の必要な意見を述べている旨の報告があった。

9 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

10 公安委員会宛ての苦情の処理結果について

県警察から、受理した苦情について、事実関係及び措置状況について報告があり、審議の上、通知内容等を決定した。